

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年11月26日 13時30分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島北東方沖 友ヶ島灯台から真方位050° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 17.7' 東経135° 01.2')
事故の概要	プレジャーボート <sup>きくすい</sup> 菊水丸は、北東進中、また、プレジャーボート <sup>たにがわすいさん</sup> 谷川水産は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年12月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 菊水丸、2.8トン 252-20049和歌山、有限会社エヌアンドエー B プレジャーボート 谷川水産、0.1トン 252-20965大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船橋構造物に窓ガラスの全損を伴う破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期、潮流 南西流約0.8ノット (kn)
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人1人を乗せ、沖ノ島北方沖の釣り場において約7knの速力（対地速力、以下同じ。）で同島の北東に伸びた陸岸に沿って北東進中、船長Aが、魚群探知機を見ながら魚群探索を行った後、同島東方沖の中ノ瀬戸に移動することとした。 船長Aは、同じ針路で約17knの速力に増速し、沖ノ島の北東に伸びた陸岸の沖合で右転して中ノ瀬戸に向かおうと右舷船首方を見ていたところ、前部甲板にいた友人の「わあっ」という声を聞き、友人が落水したのかと思い、機関を中立にした直後、A船とB船とが衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人3人を乗せ、沖ノ島北東方沖で流し釣りを行っていた。 船長Bは、潮上りをしようとしてB船を約6knの速力で東進させていたところ、後部甲板にいた友人からA船がいると聞き、A船が右舷船尾方約100mをB船の方に向かって航行していることを認めた。 船長Bは、A船がB船よりも速く、そのうちA船がB船を避けて右

	<p>舷方を追い越していくと思い、船首方で流し釣りをしている他船に意識を向けながら操船を続け、そろそろA船がB船を追い越していく頃だと思っていたところ、衝撃を受けるとともにB船とA船とが衝突したことを認めた。</p> <p>船長A及び船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報しなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、北東進中、船長Aが、魚群探知機を見ながら魚群探索を行った後、次の目的地である右舷船首方の中ノ瀬戸方面を見ながら操船を続けたことから、左舷船首方を東進中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、東進中、船長Bが、右舷船尾方にB船の方に向かって航行しているA船を認めたが、B船よりも速いA船がB船を避けて追い越していくと思い、船首方で流し釣りをしている他船に意識を向けて操船を続けたことから、A船がB船に接近することに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が北東進中、B船が東進中、船長Aが、魚群探知機を見ながら魚群探索を行った後、次の目的地である右舷船首方の中ノ瀬戸方面を見ながら操船を続け、また、船長Bが、右舷船尾方にB船の方に向かって航行しているA船を認めたが、B船よりも速いA船がB船を避けて追い越していくと思い、船首方で流し釣りをしている他船に意識を向けて操船を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、特定の方向にのみ意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、船尾方から速力を落とさずに自船に向かって接近する船舶を認めた場合、同船の動静監視を継続するとともに、余裕のある時機に同船に対し注意喚起信号を行ったり、自船の位置を移動したりして衝突を避けるための措置を採ること。</li> <li>・ 船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。</li> </ul>